

第7回船橋市補助金制度検討委員会議事録

1. 開催日時 平成21年2月2日(月) 午後6時00分～午後9時08分
2. 開催場所 船橋市役所 9階 第1会議室
3. 出席者 (委員) 今泉委員、岡田委員、斎藤委員、寺園委員、藤田委員、武藤委員
(事務局) 金子企画調整課長、野沢副主幹、石井副主幹、西村主査、横瀬副主査、北川副主査、石原副主査
(傍聴人) 1名
4. 議題 (1) 補助金の交付に関する基準(案)について
(2) 補助事業審査結果の確認について
(3) 補助事業審査について
(4) 新しい補助金制度(案)について
(5) 今後のスケジュールについて

【議事】

(傍聴人入室)

委員長 : 議題1の補助金の交付に関する基準(案)について、事務局より説明願います。

事務局 : 議題1は、補助金の交付基準についてでございます。資料1をご覧ください。前回議論いただき変更した点について網掛けしてありますのでご確認ください。なお、その委員会後にも意見をいただいておりますが、補助金の総合化、一括管理、高額補助金の会計検査などについては、現状の体制と考え併せると、基準の中に表現するのは、基準の精度が低くなることにもつながるのではないかと考え、別途市長への報告書に意見を記載するものとしたしました。ご議論いただき、基準の中に入れ込んだ方が良ければ、再度修正いたします。また、特別検査の金額について議論がありましたが、総額1千万円としましたのでご確認ください。

委員長 : 1千万円以上の高額補助で重要な事業について検査をしていくということですが、いかがでしょうか。

委員 : 現在、基準(案)となっておりますが、(案)はどの時点で外れるのですか。また、附則の日付はいつになるのですか。基準には入れ込まないが報告書に記載する3つの事項については、大事ですので基準と一緒にしておきたいと思いますが、どのように考えていますか。

事務局 : 現在想定しているのは、市長に対して報告することになっておりますので、報告書(案)につきましては、別の機会にご提示させていただきたいと思っております。ただ、その中に必要な要素としてどういうものを入れていくかという事に関しては、今の段階でご議論いただいて、この3つもその中に入れる必要があるでしょうし、それから、ここで作って行った議論を尊重してやっていただきたいというような遵守事項も入るのかと思います。

基準の(案)がいつ外れるのかというご質問ですが、報告書の中に「委員会で考えた基準に基づき、適正な補助金の執行について実施されるように望む」というように入れていくのかと思います。そういう意味では、施行日や基準の(案)は外れないの

かと思えます。ただ、いついつまでに実施してくださいというのは当然入れてもいいと思えます。委員会として考えた案はこれですという意味では、案は付けたままなのかなと思えます。全体の中の一部を構成するのが基準だというふうに考えております。

委員： どういう状況になった時に、この基準が確定して行くのですか。

事務局： ご提案の基準をベースにしまして、市側で基準を作ることとなります。もちろん議会への説明もすることになるかと思えます。

委員長： 平成 21 年度には適用できない可能性がありますか。

事務局： 現在の予定では、基準が確定した後、交付団体への周知を図りまして、21 年度は新しい補助金制度が明確になりましたら、事前申請の受付も実施したいと思っております。ですから、実際に動くのは予算上等含めて 22 年度からと思っております。

委員： 「市長の処分に従わなかったとき」とありますが、処分とはどういうことを想定しているのですか。もう一つは、別紙で「基準（案）に表現しきれないことから市長への報告書に盛り込む事項」とありますが、「基準（案）には明記しないが、市長への報告書の中に次の事を盛り込む」という文言にした方がいいと思えます。

事務局： 前回ご説明申し上げましたが、基準とは別に規則がありますが、規則に定めてあっても再度徹底するために基準にも載せた方がいいという議論がございましたので、規則の表現を掲載したものです。適切な表現に変えていただければいいと思えます。

委員： ここは交付の原則ですので、違反した時には規則により取り消しもありますよという表現だけでいいのではと思えます。あえて「処分」という言葉は必要ないのでは。

事務局： 規則の 16 条では、偽りその他不正の手段により交付決定を受けたとき。補助金等を他の用途に使用したとき。前 2 号に掲げるもののほか、補助金等の交付決定の内容及びこれに附した条件に違反したとき又は市長の処分に従わなかったとき。と規定がございまして、処分に従わなかったときというのも入れ込んだものです。

委員長： その意味では、滞納処分などこの補助金とは直接関係のないところで処分があったりした時に、この補助金に引っかかってくるという意味では、処分という言葉があった方が幅広く運用できるのではないという気がしますが。

事務局： 規則 16 条の他の条文では、特別な事由により交付決定を取り消す場合がある。交付決定自体も処分にあたると思いますが、それ以外に計画変更等の承認や是正の為の措置等が処分の中には含まれるのだと思えます。

委員： 処分したら、市側としては対象外としているのでは。

事務局： ここでは交付決定に係わる手続き上の条件に合致していなかった場合について、定めたものでございまして、その表現が不適切であれば、違う表現にさせていただければと思えます。

また、「市長の処分に従わなかったとき」という文言は無くても、読めると思えます。

委員長： では、「または」から「とき」まで削除することによってよろしいですね。

委員： 制度的確性のところで、「補助制度が原則として目的、指標化された目標」と関連する 8 の(1)で「事業の目的並びに内容が不明確な場合」と柔軟な対応ができるように変更されていますが、これは今までの議事の経過を踏まえて、無理なルールにしてもいけないということで、数値目標は原則にするという形に変更をしたということでした。

か。

事務局： 前回の議論の中で、目標というのは数値にすることが難しいものもあるので、内容程度でよろしいのではという議論がございましたので、8の(1)を「内容」とさせていただき、6の(5)については、本来必要な条件ではありますが、「原則として」という言葉で、それ以外のケースも想定できるようにさせていただきました。

委員： 7で「市民への情報公開に努めるものとする」とありますが、ガイドラインがあるのか。例えば市のホームページに載せるとか、図書館で見れるとか、定義づけをする必要があるのかなと思います。

委員長： 現在は、どこまで公開されていますか。

事務局： 補助を受けようとする方が、要綱の存在に気づいていない状況がございますので、要綱等は見られるようにしていくべきであるというのが、この規定されている訳です。どういう方法で公開していくかということについては、アイデアがあれば報告書に入れていただくというやり方もあります。市では要綱集も整備されておりません。それと一緒に補助金がこういうふうに使われているというのは、きちんとPRしてくださいという趣旨をここではいっています。

委員： 市のホームページに「市民活動情報ネット」がありますが、登録されている160団体の情報が入っていますが、活動内容も公開されています。これを利用していくのもいいと思います。

委員長： 別紙の盛り込み事項の2で、「市の補助金事業の窓口一本化」と記載されていますが、これは可能なのですか。

事務局： これについては検討して、何らかの形で出来るだけ統合して管理してくださいという主旨が委員会として出せればと思います。(議題1承認)

委員長： 次に、議題の2の補助事業審査結果の確認についてです。事務局説明願います。

事務局： 議題2は前回第6回の委員会で審査いただいた15事業の結果を書面にいたしましたので、ご確認いただくものでございます。まず資料2の一覧表をご覧ください。委員会としての評点と審査結果を一覧にしてあります。得点とともに特に補助事業の性質と結果のバランスが問題ないかご注意いただきたいと思います。次に一覧表の後ろに各事業の点検シートを添付してあります。点検シートでは、議論のあった事項を意見欄に記載しておりますのでご確認ください。ここで社会福祉協議会についてですが、地域福祉課への申請は一本化されていたことから、他課との一本化と地域の実情に応じた統合補助金の必要と表現させていただいております。ご確認をお願いいたします。

委員長： 廃止の事業のポイントを見ますと、50ポイント未満は入っていますね。

委員： 13番は、「整理・統合」と「廃止」になっていますが。

事務局： 意見欄で「廃止または補助対象経費を明確にしたうえで、他の事業と整理・統合する」となっており、廃止が一番だか、存続をするのであれば整理・統合しなさいということですので、ですから二重に付いていてもあり得るということです。(議題2承認)

委員長： では、議題の3で今日実施する事業審査ですね。事務局より説明願います。

事務局： 議題3は、個別補助金の審査でございます。前回の積み残し15事業と新たに送付した16事業に分けて計31事業について、審査をお願いするものでございます。すでに

委員の皆様の評点も入れていただいております。資料参照の都合から、資料3の一覧表1枚目の積み残し15事業を先に審査し、その後、資料3の一覧表2枚目の6事業について審議していただくのがよろしいのではないかと存じます。15事業については、前回配布済みの点検シートと内容を参照しながらご審議ください。残りの16事業は今回の資料4点検シート及び資料5の内容を参考にご審議ください。

委員長： 23番の船橋市遺族会補助金です。

点数は低いのですが。継続ならば事業費補助への変更でないと、透明性の確保が出来ないのではないかと思います。

委員： この団体の活動は、公益性があるとは言えない。事業費補助にも出来ないのではないかと思います。

委員： 戦争の悲惨さを訴える、平和の尊さを次世代に伝えるとなっておりますが、実態はそれほど効果のあるものでもないと思うし、本当に意味ある事業に対して、補助する形にすべきです。

事務局： 一部に、相談員の研修も入っています。

委員： 方法としては工夫の余地大だが、趣旨はいいと思います。

委員： 趣旨をもう少し明確にした方がいいと思います。

委員： 啓発事業としてももう少し考える必要はありますね。

委員： 学生を広島に送り出すのに市が助成をしていますが、勉強して来た学生達は感想文を書き報告することで、啓発活動にもなっています。遺族会の方々は、報告会などを行っているのか、公益的な活動をしているのかというのはわかりません。

委員長： 遺族年金という制度もあり、国の責任というのも果たしている訳ですから、そういう方達の団体に市としても助成する場合に、運営費補助というやり方は好ましくない。私的な団体が公的な活動を行う場合には事業費補助とし、この場合も事業費補助に組み替えるということではよろしいのではないかと思います。

それでは、事業費補助への変更という結論でよろしいですね。(了承)

次は24番の保護司会補助金でございます。

繰越額は多いですね。

委員： これは制度ボランティアですよ。青少年相談員などと同じような活動領域ですよ。廃止ではなくて、支出科目見直しなのではないかと思います。

委員： 私も、市としては是非やって貰いたいと考える活動であれば、支出科目を変えるべきではないかと思います。

事務局： 補足ですが、保護司は法務省の委嘱です。相談員や補導員は市の委嘱ですので、市が活動費等を補助するのは理由のあることと思いますが、保護司会については本来活動は別のところから出ている訳です。ですから、本来活動以上に市が連合団体に出す公共性がどこにあるのかというのは、議論になるところだと思います。

委員： そのような考え方から言うと廃止ですよ。人権擁護委員も助成金という形で出ていると思いますから。

事務局： もともと保護司は一人一人が委嘱されていることですから、団体に対して国からお金が入ってくる訳ではないと思います。ですから、団体として活動しなければならな

いということで、いろいろな助成金が、市だけでなく保護司会連合会や社会福祉協議会からもいただいていると。それ以外に会費も納めています。

委員： 繰越金も多いですね。

委員： 保護司はボランティアですよ。保護司会のしていることは非常に大事ではありません。市として保護司会にしっかりして欲しいことと、保護司が高齢化していますから、市として積極的な研修等により後継者を育てていくような必要性はあると思います。

委員長： 補助すべき事業と対象経費を明確にし、事業費補助とするか支出科目の見直しをする。また、繰越額が多いので、適切な補助額にすること。(了承)

次は 25 番の船橋市民生児童委員協議会理事県外研修会補助金ですね。

委員： ピンポイントで県外研修会の補助金ですよ。昨今、研修のやり方を考えれば、県外まで行く必需性があるのかは疑問ですよ。自助努力でもう少し研修内容を吟味していただきたいということではいかがですか。

事務局： 19 年度の実績報告では、災害時における民生児童委員の役割ということで、長野県大雨災害を体験された諏訪市の民生児童委員協議会との交流研修会を実施したとのことですので、必ずしも理由が無いと言うことでもないと思います。

委員長： ただこういう事業に関して、ここだけ旅費を支出するというのはどうでしょうか。

委員： 公平性に劣りますし、理事 24 名で行く必需性があるのかどうか、代表者何人かで視察して報告すれば、ある意味担当理事という形で行ってもらうという考え方も出来るのではないかと思います。そもそも民生委員が 737 人いる内の理事全員が出かけているという内容ですので、吟味する必要があると思います。

委員長： 26 番と同じ民生児童委員協議会への支出ということで、まず統合あるいは減額。宿泊費が中心となる研修補助は見直して欲しい。

委員： 統合して県外研修にこんなに補助金を使う必要性はないのではないかと思います。(了承)

また、どうしても必要であれば、公平性や効果性を見直して、一人か二人くらい行けばよろしいのではないかと思います。

委員長： 26 番については、市としても需要であると思いますので、事業対象や経費を明確にし、支出科目についても見直すということではよろしいですか。(了承)

委員長： では、続きまして 27 番の障害者福祉団体補助金です。ポイントは 40.6 と低いですね。いろいろな障害者福祉団体に補助していますね。

委員： 担当課の評価が低いですね。

事務局： ご説明いたします。全体の福祉団体の中で、少数の団体しか補助金を交付していないということは、担当課も理解しており、21 年度中に制度の見直しを考えていると聞いています。

委員： 同様な活動をしている市民団体も多いので、団体に支出するのではなく、補助する事業を明確にした事業費補助への変更をする必要があると思います。

事務局： もう少し障害者のための自立支援のプログラム等があると、事業補助しやすいと思います。

委員： 団体の事業の質を高める必要があり、制度も事業費補助に変更する。

- 委員長：事業費補助への変更。団体の事業内容を見直してもらい、制度としては公平に活動団体に補助金が行き渡るようにする。（了承）
次が 33 番の児童福祉団体補助金です。
- 委員：会計報告を見ますと、1 泊旅行の研修費に多く使われており、研修の中身にも疑問を感じます。
- 委員長：事業費補助への変更。団体の事業内容を見直して、事業をしっかりと組み立て直して、公益性の事業には補助をするという考え方ですね。（了承）
次は 36 番の薬剤師会補助金です。
これは、補助額に対して繰越金が多く、団体支出金に対する割合も低いことから、補助の効果が薄いということで、廃止でよろしいですね。（了承）
次は 37 番の公衆浴場組合運営事業費補助金です。
20 の浴場があり、1 浴場 20 万円くらいですね。
- 事務局：これは無料入浴事業に対する事業費補助です。
- 委員：この事業の関連では、3 つの補助事業があります。公衆浴場組合に支出するこの補助金、高齢者に対して無料券を配付する事業、浴場自体に支出する補助事業です。効果はあるかという点で浴場は減っています。地域毎に浴場を確保していこうというのではなく、ただ浴場を確保するという目的で補助をしており、効果が得られていない。
基本に戻れば、目的は船橋市民が健康で清潔な生活を送るためには浴場が必要なので浴場を確保しますとなっていると思いますが、手段として浴場が必要な訳です。でも、その手段が目的になり、補助することが目的になっている。検証をしないから、補助はしているが浴場が減っている。そもそもその手段が良くなかったということです。浴場を確保する目的が達成していない訳です。違う施策を考えないと本来の目的には達しないと思います。
- 委員長：浴場を守ろうというのはあった方がいいと思いますが、市では基本的には守りきれない。市場の中で淘汰されていって、周りの子どもが来てくれるだけでは、浴場は続かないと思います。だから、市としてはその目的を前面に出して浴場を支えようとするともっと補助金がかかりますから、市場の中で努力して生き残っていただく、お風呂が家にある人も来ていただくような要素を組み込んで、浴場に足を運んでもらえるような努力が必要だと思うのです。子どもがお風呂で交流を図ることは公平性もあり、事業としては継続してもいいと思いますが、事業費補助への変更でいかがですか。
- 委員：特殊な小さな団体に長期間補助することになってしまう。大義名分を立てるのでしたら、市民の健康生活の維持ということで、でも、本当に維持することが出来るのか理論構築して、この事業が妥当であるという判断をしていかないといけない。お風呂を確保しないといけないというのは確かだと思います。でも、市で管理している施設のお風呂でもいいと思う。現実に効果が無いのだから、浴場の確保というだけではなくてもいいと思います。
- 委員：単純に浴場に補助金を支出しているだけであり、意味があるのか。清潔さを保つためならお風呂がある施設に行けばいい訳です。
- 委員長：先程 3 つの補助金があるとおっしゃっていましたが、整理統合してから、浴場の

支えになる為にはどうするのかというのを考えてもらう。

委員：そこで議論するのは、浴場を支えるのではなく、お風呂を利用する人の為にどうやってお風呂場を確保するのか、それは浴場ではなくてもいいし、市の公営でやっている施設で入れるようにしてもいいと思う。目的は清潔な生活環境を維持するためであって、浴場を確保するのが目的ではない。

委員長：従来の経緯からいくと、浴場を維持しなくてはいけないと。それに対していろいろな事業を組んで、直接補助でない形で補助している訳ですよ。ただ、3つの補助事業を統合していただいて、担当課としても補助事業内容を考えていただく。

事務局：3つの補助金以外に高齢者福祉課から無料入浴券配布事業を合わせますと4つになります。ですから、目的に合った統合というのはあって然るべきかなと思います。もう一つは風呂の日や高齢者しか補助しないというやり方は、自由度を妨げるので、もっと野心のある方がいれば、もっと人を集められることに使えるような補助金の方がいいとは思いますが。

委員：これは理屈が通っていないと思うのです。市内の小学生数に対して、浴場は20しかない。しかも市街地に集中していますので、均等ではない。もし、困っている子どもたちがいるのであれば、福祉の面からバックアップするという形にするべきですね。ですから、船橋市内のプールを子どもたちに無料で開放している方が、理屈にあっていると思います。

委員：交付要綱を見ますと、公衆浴場の利用促進及び入浴者の増加を図るとなっていて、公衆浴場の経営を補助しているんですね。しかも要綱が新しいですね。

事務局：平成15年は中核市に移行した年として、県が実施していた事業を適用除外されて、市でどれだけ県の事業を確保するかという視点から要綱の見直しがあったと思います。これは公衆浴場の確保に関する特別措置法の中で、地方自治体は確保に努めなければいけないと規定されておりますので、全ての事業を廃止する訳にはいきませんが、今委員がおっしゃったように時代に合っていない部分はあると思いますので、衛生環境の確保と浴場の確保は別に考えてくださいということではないかと思います。

委員長：整理統合していただいて、もう一度補助金の根本から考えていただくということですね。（了承）

委員長：では、38番の有価物回収助成金です。これについてはいかがでしょう。

委員：私の意見としては協同組合の実績ベースで支給するのではなく、もっとコスト競争力のある業者を競合させるなどの方向です。

委員：社会情勢の変化にマッチしにくい制度と感じた。目的は良いのだが、回収システムは別にもあるので仕組みを工夫してほしい。

委員長：最近はいろいろな業者が行っているようですね。赤字を補てんするという方法はやや問題があるかと。これは減額・上限設定をしながら競争力のある業者を探すというのはいかがでしょうか。

事務局：以前改善プランでも診断しましたが、助成というやり方でよいのかどうか。つまり、これを実施する業者をどう選定するかであり、枠組み自体の再検討をする中で、基本的には委託でよいのではということ。そういった中で赤字になれば、助成金も考

えていく必要はあるかと。別途協力金制度もある中で、今後のリサイクル社会の構築に現在の制度が正しいやり方なのかどうか。

委員：この事業自体はやらなくてはならないことであり、それに対してどういう項目でお金を出すかということです。私としては補助金レベルの減額等ではなく、これは委託とし、入札等で業者を決定していくべきではと思います。

委員：そうすると、支出科目見直しということですね。

委員長：では、支出科目見直しで、その方向としては今のご意見のとおりでよろしいですね。（了承）

それでは、次の68番の学校管理運営費補助金です。合計で2,600万円を校長会に支出しています。皆さんの意見をみますと、支出科目見直しとの意見が多いですね。考え方としては学校運営にかかわる費用としては必要なものであるが、市民活動団体に対する補助金と同列には考えられないということですね。それでは、このような必要なお金は補助金という形ではなく、必要な経費として支出すべきということで、支出科目の見直しでよろしいですね。（了承）

では、69番の高等学校定時制教育振興会補助金です。船橋市高等学校定時制教育振興会に支出しているもので、金額は135万円です。これについても先ほどと同じような考え方とすれば支出科目見直しとなりますが、いかがでしょうか。

事務局：補足説明といたしまして、定時制高校は船橋市としてのものではないので、支出科目見直しとした場合どのような費目で支出するのかという点があります。学校としては県立学校であり、支出内容としてはパソコン部品などが挙げられています。また、対象者が少ない、という点も挙げられます。18年度で295名です。また、前回のヒアリングにおいて他市の金額水準が低いという点もありました。

委員長：船橋市として直接は出せないということですね。また、高校生年齢の在学者は99人ということで、その人たちが船橋市民であるかどうかわからないということですね。

委員：支出額のうちの補助金の割合が96.4%ですね。

委員：これは、生徒の福祉のために使っているのと、学校運営のために使っているのと大きく分けて2種類に分かれる。学校運営に必要ということであれば県が授業料を上げるなどして、そこでやりくりしなければならないのが本来の形だし、船橋市の生徒の福祉のためだというなら、昼間の学生も含めたものを考えなければならない。これは2つの違う目的のために使われるお金を一緒に補助している。前回ヒアリングした中では、なかなか切れない部分でもあると聞いていますが。

事務局：決算書がついていますのでご覧いただきたいのですが、収入は船橋市から135万円と同窓会が5万円です。支出で一番大きいのが学校援助費125万で、パソコンや部活動など、学校の費用に使われているのがほとんどです。

委員長：これについては、県立高校ですから県がやるべき部分であるというので廃止ではいかがでしょうか。

委員：私も同意見で、船橋市があえて補助する理由がないならこのまま継続はどうかというコメントを書かせていただいた。もし廃止できないなら、もう少し内容をきちんとする必要がある。

- 委員長：では、基本的に廃止とし、廃止できないのであれば減額ということですね。（了承）
それでは次ですが、70番の私立幼稚園連合会補助金です。これは、船橋市にある私立の幼稚園が対象ということですね。
- 事務局：そのとおりです、以前の説明であったと思いますが、船橋市内には公立の幼稚園がございませんのでそういった意味では、若干は市の負担すべき部分があるのではと思います。
- 委員：これは、中身が会に対する運営費になっているから、支出対象がわからなくなってしまっている。内容を読むと研修、講習、調査、企画と先ほどの学校運営と同様の内容であるので、必要なものであればきちんとお金の裏付けをもっていなくてはならない。私の意見は支出科目の見直しなのですが。
- 委員：支出科目見直しということは委託費へということか。
- 委員：役割責任を明確にして分担金にするなど。要は補助金のまま中身がわからないのは問題ではないかと。
- 委員長：研修とか講習とかをいろいろやっているの、中身を見直すとすれば事業費補助への変更ですね。委託になればもっと明確になるわけですが。
- 委員：そうですね。
- 委員：決算書の19年度内訳をみますとレントゲン検診料等に166万円。総務費で永年勤続の写真代や記念品代などの支出もある。運営費補助だとこれに対しても補助することになってしまう。
- 委員長：全体で1,500万円ぐらいの予算があり、450万円が補助金なのであれば、事業費補助として対象事業や経費を明確にしていく必要がありますね。結果として減額となるように事業費補助への変更してもらおう。（了承）
では次、71番の私立幼稚園PTA連絡協議会補助金です。
こちらは45万円ですね。意見はいろいろと分かれているようです。
- 委員：これも、まず決算を確認した方が早いかもしれませんが、予算が大体150～160万ぐらい。うち活動費が120万ぐらい。内容をみるとバレーボール大会が約27万もかかっているのに対し、研修費は8万ぐらい、子育て支援研究は3万程度となっている。ほとんどが交際費的なものになっているようです。
PTAであれば子育ての問題をもう少しどうすればいいかなど、本筋のところに取り組んでもらいたい。
- 委員長：PTAに対しては他にも補助金は出ているのですか。
- 事務局：教育委員会の関係で小中学校のPTAに対しては、もう少し多額の補助金が出ています。これは対象経費が明確に決まっていないのですが、事業費補助としてみた場合に、振興大会などの事業に倍額ぐらいは使っているわけですね。そのような状況ですので公益的な事業はあると思われまます。
また、おそらく小中学校のPTAの方は、具体的に公益的な活動をしています。
教育基本法が改正されたばかりですので、その趣旨に基づけば、教育的な活動には公益性が認められるということではないかと思えます。
- 委員長：では、事業費補助へということで、こういう懇親会的なものではなくて、PTAと

して教育をもっと高めるような事業をしていただいで、それに対して補助しましょうという考え方にするということですね。（了承）

では、72番の専修学校各種学校協会補助金です。3人が廃止との意見ですので、廃止ということになりますね。（了承）

次は73番の社会教育関係団体への補助金。船橋市PTA連合会への補助が一番多い金額ですね。今後の方法への意見は分かれていますね。これはいろいろな団体へ支出していたと思うのですが。

委員： しかも、期間が昭和37年から継続しており長いですね。

私は、新しい団体にも手を挙げさせるべきではと考えます。そうでないと断ち切れないかと思えます。

委員長： そうしますと、全部これは一旦廃止して新しい制度へ移行した方がいいということでしょうか。

委員： PTAの部分に関しては違いますよね。幼稚園と同じように事業費補助への移行ではないかと。他は小額補助ですので。

委員： 何団体が対象となっていますか。

事務局： 現在5つの団体、連合体などもありますが、内容はそれぞれ違います。また、社会教育関係団体は沢山あります。

委員長： それでは、先ほどの委員意見にありましておりPTA連合会に対しては、幼稚園と同じように事業費補助への移行として組み立てなおす。その他の団体に関しては57万円から9万円までいろいろとあるわけですが、一旦廃止して新しい制度の方で手を挙げてもらうということではいかがですか。

委員： 確かに、社会教育団体は沢山ありますからね。

委員： 質問ですが、社会教育関係団体に手を挙げてもらおうとしても、なかなか手が挙がらないのではないかと思います。

事務局： 社会教育関係団体を新しい制度に振ろうとしたときに手を挙げやすいか、挙げにくいかなということでしょうか。

委員： 社会教育法のなかでも指導助言等をしていくという部分があり、国でも全国的な組織にはお金を出している。県や市がそれに倣ってきているという流れの中で、具体的に市内の団体としては既得権で得ているものはあると思うのですが。もう一つは、例えばNPOなどの関係で、公益法人も形を変えてきているので、時代に合わせて新たな形に組み直していくことも考える必要があるのではないのでしょうか。

事務局： もちろん社会教育委員会において審議を経たうえで補助してよいということになっておりますので、ここで仮に廃止等の方向になった場合、それに対してどう整合性を取るのかという点においては心配な点もありますが、検討委員会は検討委員会としての結論を出して頂いてよろしいかと思います。それを受けて社会教育委員会においてそれぞれの団体でどうするのかを考えていただくことになるのだらうと思えます。その中で会計上も事業もしっかりしている団体と、親睦が大きな比率を占める団体とがありますので、事業費補助への変更というのも大事ですし、それ以外にもいろいろな団体がありますので、それらも社会教育委員会を経させるという手続きは、

必要になるのではないでしょうか。

委員：社会教育課自身も見直すと言っているわけですし、それならばいいのではないですか。（了承）

委員長：1番の自治会連合協議会補助金です。継続が3名ということでこれは継続してもよいというご判断かと思いますが、整理統合、事業費補助への変更、減額等の意見もありますが、いかがでしょうか。

委員：継続でいいのかもしれないが、お金の流れについては整理しなくてはいけないと感じます。やっていることも、また地区に配ったりしているのでそういったやり方でもいいのかどうか、きちんと事業費に対してみていく必要があると思う。

委員長：自治会は地域全体に対しての活動を行っているわけですので、会費をあらかじめ天引きして上位団体に渡しているという代理徴収という言葉でいいのかはわかりませんが、その方法も考え方としてはあるのかなと思います。

委員：これは、私から見ると補助金としての900万円以外にも地区から集めるはずの会費として約600万円、併せて1,500万円が船橋の市役所から流れる税金の金額だと思う。この流れがおかしい。またこれが各地区の自治会の予算へ流れていく。このあたりが不明瞭だと感じている。

委員：これは全体に言えることなのですが、予算も決算も大雑把で明確になっていないので中身を分かりやすくしてほしいですね。

委員：例えば、この後に審査する青少年育成会に関しても、市の助成金が25万9千円、町会の助成金が40万円。ただ、この町会のお金をたどっていくと結局は市から出ている。こういうことになっているからお金の流れが不明瞭だ。

委員長：今のご意見をまとめますと、整理・統合の方向かと思いますが、その内容としてはいくつかの補助金が出ている点についてと、お金の流れが経路したりなどで分かりにくい点について、市民から見てもわかるような透明性を増すということでの方向でよろしいですね。（了承）

では、74番の文化振興団体補助金についてですが、これもいろいろな団体に対して払っているようですね。これも、仕切り直しのような気がいたしますね。

委員：対象団体がたくさんあると同時に、また対象団体がやるイベントに対しても別途お金を出している。例えば音楽フェスティバル900万円、三曲祭12万円、日舞10万円など。また、どこまでが趣味で、どこからが文化と捉えるのか考え方もあいまいな気がします。

委員長：では、これは全部新しい制度への移行で、廃止ということですね。今後イベントなどをやる時には手を挙げていただいて、その時には補助金について考えますということでもよろしいですね。（了承）

次は75番の文化財保存団体補助金ですが、9万円の小額補助ですし、皆様のご意見をみると4人が廃止ですね。これは、その通りでもよろしいですね。（了承）

次は、76番の地域文庫運営費で、補助額は7万円ですね。これは、新しい制度への移行という意見が多いですね。つまりは一旦廃止していただくということですね。

委員：この地域文庫ですが、現在非常に多くの本をもっているわけですね。なかなか簡単に

廃止というわけにはいかないのではないのでしょうか。

委員：新しい制度への移行ということであればいいのではないですか。他にも地域文庫の団体は存在するわけですから。

委員：基本的にはいいのですが、どこでも出せますと言っている割には条件が厳しいですね。

事務局：説明いたします。これにつきましては船橋市地域文庫運営費補助金交付規則ということで市の例規集にも載っており、市の図書館から配本された本が千冊以上、年間貸し出し冊数が八千冊以上、ボランティアによって運営されていることというのが条件になっております。額の算定としましては基本補助額 55,000 円に、市図書館から配本を受けた図書数に 5 円を乗じて得た額、前年度貸出図書数に 1 円を乗じて得た額を加えるということで、制度が作られております。なぜここ 1 箇所のみなのかと伺ったところ、図書館網の一番薄い部分の一つであることは間違いないので、行政を補完する部分でもあるということは当方も感じておりますので、支出科目的に補助金のままでよいのかという感じもいたします。

委員：私も、同じような考え方の中で、継続するなら市の図書館より委託された事業として事業費補助へとしたのですが。ただ、やはり条件がここにしか適用できないのであればこれはきついのではとも思います。

委員：例えば、フェイスのそばにある地域文庫。これは人気のあるところですよ。こういうところをみると規模だけじゃないとも思えるし公平性に欠けると思う。このままでは既得権ではと思う。

委員：具体的に場所はどこなのか。そういう人が出てきそうにないところでやっているのであれば理屈に合っているのかもしれない。

委員：地域性が薄いところと言っていましたよね。4 館で網羅できない。

委員長：そうであるならば、図書館の委託事業であるように運営すべきでは。図書館網がカバーしていないところで移動図書館をやるように。

事務局：それも市では行っております。しかし、駐車場所などが困難な状況でもあり、本団体の場所は前原なのですが、ここは市内でも交通量の多いところです。

また、実際には東部公民館が前原にあるので、そこに作りたいという構想を担当課は持っているようでして、そのときにはこれはいらないのではないかと伺っております。

委員長：ただ、この補助金は金額が 7 万円なのですね。10 万円未満の補助金は事務手続き等のコストを考えるとやめませんか。どうしても必要であれば新しい制度やまたは図書館が委託をする等で。よろしいですか。では小額につき廃止ということで。（了承）

次は、77 番の青少年育成団体活動補助金、78 番の青少年団体活動費補助金と 79 番の青少年育成会補助金で、これらは相互に関連性や類似の団体があるわけですが。

ここで、例えば 79 番の団体のうち、みゆき青少年育成会と 78 番の子供会が関係性が深いわけで、ご意見としても整理統合が多いところですね。

事務局：委員長、町会自治会をベースに作っているのは 79 番の青少年育成会補助金と 78 番の青少年団体活動費補助金の中の子供会だけですね。子供会とそれ以外は少し違うか

などと思われます。それから青少年育成団体にも自連協の連合会レベルでは同じ部分もあります。

委員： 78 番のうちでは子供会に出しているお金が圧倒的に多いですね。

委員長： それでは、子供会に関する部分では整理統合で、補助金を支出する中身を明確にすること。それ以外のところの金額はどのくらいですか。

事務局： 平成 20 年の予算額で子供会が 305 万円、ボーイスカウトが 46 万円、ガールスカウトが 25 万円、海洋少年団が 18 万円、それ以外がほぼ 9 万円の中で、交通少年団が 7 万円、野球協会の学童部が 20 万円ですね。ボーイスカウト、ガールスカウトは全国大会がある年度に限っては増額しているとのことでした。

委員長： それでは、この 3 つの補助金については基本的に整理統合の方向ではありますが、個別の団体ではいかがでしょうか。明確にするには一つ一つの団体に対する補助を事業費補助とし、何に対して支出しているのかを明らかにしていただきたいと思います。

事務局： 前回話の中で出たのですが、スポーツ系の子供の団体というのは、スポーツの方の補助金との関係をどうするのかという話がありましたが、そのあたりはどういたしますか。

委員： そこは二重に出ているのですか？

事務局： 二重には出ていません。リトルリーグなども個々に行くお金でみると 9 万円程度で小額補助となってしまいますが。

委員長： 一つ一つの団体に対してお金を出している、そのことを明確にしていくというので事業費補助でしょうし、それができないのであれば廃止するという方向で。そこで活動されていること自体には敬意を表しますし、その活動が悪いというわけでもありませんが、小額補助をもらわなければ団体が潰れてしまうというわけでもないと思います。（了承）

それで、79 番の方は 5 人が整理統合と書いていますので、その趣旨は子供会との関係かと思われますが。これは、その通りでよいですよ。（了承）

委員： 例えば、この手の補助金に対して、個人負担という考え方はないのでしょうか。

何割かでも自助努力は多少要求しても、財政が苦しい折、いいのではないかと。

委員： そこは事業費とする中で、飲食には使えないなどとしていくことによって、整理されていくのではと思います。

委員長： では、これ以降は次回ということにいたします。

続いて、議題 4 の新しい補助金（案）について、事務局から説明をお願いします。

事務局： それでは新しい補助金（案）についてですが、委員の皆様から寄せられた意見を資料 6 にまとめてありますので、それを参考に市民の創意と自発性に基づく新しい公益活動について支援する趣旨から、新しい補助金の対象とする活動・団体の定義、対象経費、補助額、補助率、点検シートとの関係、審査ルール、他の補助金との関係、財源、公開方法、仕組み等について委員の意見をいただき、可能なものは制度の案としてまとめ、報告の内容としたいと考えております。

まとめが難しければ、報告書に記載できるものを抽出していただき、委員会として大枠のイメージでもやむを得ないものと思います。今回お時間の都合でまともなく

とも、次回にまとめることでもよろしいかと考えております。

委員 長 : 次回には、まとめたいということですね。

事務局 : ご議論いただくのが第一ですが、大卒の案的なものは方向性を出していただきたいと思っています。

委員 長 : それでは、いろいろなご意見をいただいているかとは思いますが、本日には少々時間がございませんので、また宿題としてみていただきたいのですが、この点は注意してほしいとかこの点は重要なポイントであるといった、お気づきの点があればここに意見番号が記されていますので、その内容について委員の皆様からご説明いただきたいと思うのですが。

委員 : 手を挙げる人たちを増やすようにしていけたらよいのではと思います。それから一般的に手を挙げてくださいますと言ってもなかなか挙げてないこともあり得るので、課題提示みたいな補助金も考えていくのはいかがかという点。これは意見番号の2・3ですね。行政から今年はこれをやりたいとか、力を入れたいというものを提示するというやり方ですね。

委員 : 6番のBで提示した私の意見とも似ています。

委員 長 : 確認なのですが、立ち上げ支援と事業費支援とがある中で、あくまで立ち上げは新たに活動を始める団体ですね。例えば、既存の団体が新しい事業を始めたいという場合には事業費支援ですね。

他にご意見はありますか。

委員 : ここに書いてある全部の意見を取り入れて制度案を作るというのは、並大抵のことではないので、例えば委員長において集約していただくというやり方ではどうでしょうか。私の意見としては、ここにもあるのですが、できるだけ大口にして、10万円20万円ではなく100万円として、若干えこひいきかもしれませんが、ある一つのことをやったという形の方がいいのではという意見ですね。

委員 長 : こちらの17番のご意見ですね。

委員 : また、先ほど委員長も触れていた件ですが、1回目というのは実績がないのですね。ある意味非常に難しく、結果論としては「なんであんなところに出したんだ」あるいは「非常に良かった」とそういった心配というのは絶対あり得るもので、こういうリスクは「負う」と。終わった後なら簡単ですが、事前ですから判別が難しいと思うんですよね。ただ、それをあまり厳しくしてしまうと、今度は手を挙げる人が減ったり、手を挙げても駄目になってしまう。そうすると、市の方で新しい制度を作ったのにみんな駄目なのかということになってしまいますから。この辺が非常に難しいと感じました。ただ、先ほど事務局の方がおっしゃっていたように、せっかくここまでやってきたのですから、多少非難を受けても次回2月25日と3月にもありますので、そこまでの間に出しましょう。

委員 長 : わかりました。まず、いろんな意見があるということはこの資料に集約されているわけですね。ここからどういう形で骨格を作り上げるかというのは、私の方で提案することにしたと思います。次回の前に、これは皆様にお送りするようにします。

それでは、続きまして議題5の今後のスケジュールについてですが、今後どうい

日程で進めるかについてご説明ください。

事務局： 次回、第8回は、2月25日（水）18:00から第一会議室です。議題は本日の残り9事業とあらたに43事業、併せて52事業の審査となっておりますのでこれについてはまた資料を送付いたします。また、市長への報告書の構成についても想定しておりますが、詳細は委員長と相談させていただきたいと考えております。

3月についても開催を予定しておりますが、議会の開催もごございますので、25日はいかがでしょうか。それでは、3月25日、水曜日の6時からということでもよろしくお願いたします。

委員長： それではこれもちまして第7回補助金制度検討委員会を閉会いたします。

議事録署名人 船橋市補助金制度検討委員 今泉 正博